## 別紙2 有床診療所検査基準

## 検査基準の説明

- 1 判定は細分類の項目番号(例1-(4))の付されている検査項目ごとに行うこと。
- 2 判定の表示は、検査項目に適合している場合は結果欄の「適」に、適合していない場合は「不」に、該当のない 検査項目については「外」に〇印を付けること。
- 3 「※」の印が付されている項目は、その印の後に記載されている診療所についてのみ検査対象とすること。

項目番号	項目	根拠法令等	摘	要	備	考
1	医療従事者					
1 (1)	管理者の常勤	医療法第10 条第1項(以 下「法10.1」 等という。) 法12.1 法15.1	当該診療所が診療を診療時間中には、原則常勤して自ら管理を行	として管理者が	上の責任者のことで	あり、原則として 療所に常勤すべき
1 (2)	看護職員の法定	医療法施行 規則第21条		該当すること。 それぞれの員数 床に係る病室の 又はその端数を		
			②看護師、准看護師及 員数が、療養病床に 患者の数が2又はそ とに1以上いること うちの1についてに 看護師とすること。	に係る病室の入院 この端数を増すご こ。ただし、その	15÷2 <b>※</b> =7.5 →看護職員の標準	数は8人
1 (3)	専属薬剤師	法18	※医師が常時3人以上 専属の薬剤師がいるこ		「無資格者による医 防止について」(昭 「医師等の資格確認	47.1.19医発76)
1 (4)	資格の確認	法15.1	医師、看護師等従事者の原本で確認し、そのいること。			

項目番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
2	医療法上の手続			
2 (1)	使用許可	法27 則23	使用許可が必要な構造設備の変更を行っ た場合、適正に手続がされていること。	
2 (2)	届出事項の変更	医療4条第3項(以等という。)令4の2.2	届出事項の変更手続が適正になされていること。	・届出事項変更届が必要な事項 (非臨床研修修了(歯科)医師開設の 場合) ①管理者の住所、氏名 (臨床研修修了(歯科)医師開設の場合) ①開設者の住所、氏名 ②名称 ③診療科名 ④開設者が他に病院等を開設若しく は育であるときはその病院等を開設しまりのであるときはその時に2以上の病のときはそのら ⑥従業員のであるときはそのら ⑥従業員のであるときはそのら ⑥強地面図 ⑨歯科診療所で歯科技工室を設けようとするときが、その構造機の概数 とするときが、その構造での病床数 ①育味ときが変がした。 ②の有味を育正のの病床数 ①でするときが変がした。 ②をするときが変があるときには、 の氏名、世当診療に従事する助産 の氏名、世当診療は、 の氏名、動務日、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
2 (3)	許可事項の変更	法7.2 令4.1 則1の14.3、4	※非臨床研修修了(歯科)医師の診療所 許可事項の変更手続(変更申請又は 届出)が適正になされていること。	

項目	項目	根拠法令等	摘    要	備考
番号				④有床診療所については、病床数並 びに各病室の病床数(減床の場合) ⑤法人開設のときは、定款、寄附 行為、条例
2 (4)	放射線機器の届出	法15.3 則24~29	診療用放射線装置の設置、変更及び廃 止の届出を適正に行っていること。	
3	患者の入院状況			
3 (1)	病室の定員遵守	則10.1	病室ごとの定員を超えて患者を入院させ ていないこと。(臨時応急の場合を除く)	入院させた場合、入院基本料が5%
3 (2)	病室以外の患者 入院	則10.2	病室以外の場所に患者を入院させていないこと。	減額される。
4	新生児の管理	法15.1 法20	※分娩を行う診療所 新生児の管理が適切に行われているか。	
4 (1)	管理及び看護体制		新生児に対して必要な管理体制及び 看護体制がとられていること。	
4 (2)	避難体制		火災等緊急時における新生児の避難体 制があらかじめ定められていること。	
5	医薬品の安全管理			
5 (1)	毒劇薬の区別と 施錠保管	法20 則14	毒薬又は劇薬が他のものと区別されて いること。毒薬を貯蔵配置する場所に 施錠がされていること。	
5 (2)	毒劇薬の表示		毒薬及び劇薬の直接容器または直接の被 包のそれぞれの表示がなされていること。	
5 (3)	その他の医薬品の 管理		麻薬、向精神薬、覚せい剤、引火性の薬 剤等の管理が適正になされていること。	
5 (4)	調剤所の衛生と 防火管理		調剤所について、衛生上、防火上適切な配慮がなされていること。	
6	医療機器等の清潔 保持及び維持管理			
6 (1)	医療機器及び看護 用具の清潔保持	法20	医療機器及び看護用具が清潔を保つよ う十分手入れがなされていること。	
6 (2)	病棟諸設備の清潔 保持	法20	病棟における諸設備が清潔に保たれて いること。	

項目 番号	項目	根拠法令等	摘    要	備	考
6 (3)	調理機械・器具の 清潔保持及び管理		調理機械及び器具について清潔が保持 され、衛生上適切に管理されていること。		
7	医療情報の提供	法6の3.1~3 則1の2 則1の2の2 則1の3	医療機関の有する医療機能情報が公表されていること。		
8	医療の安全管理 体制	法1 法6の12 法15.1	医療に係る安全管理のための指針を整備すること。		
8 (1)	医療の安全管理指 針の整備	則1の11.1	医療に係る安全管理委員会を設置し、 次に掲げる業務その他の医療に係る安 全管理のための業務を行わせること。		
8 (2)	医療の安全管理委 員会の設置及び業 務の実施		全管理のための業務を行わせること。 イ 当該病院等において重大な問題その他医療安全管理委員会において取り扱うことが適当な問題が発生した場合における速やかな原因の究明のため調査及び分析ローイの分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び実施並びに従業者への周知の改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直し		
8 (3)	医療の安全管理の 職員研修の実施		医療に係る安全管理のため、従業者の 医療の安全に関する意識、他の従業者と 相互に連携して業務を行うことについて の認識、業務を安全に行うための技能の 向上等を目的として、医療に係る安全 管理のための基本的な事項及び具体的な 方策についての職員研修を実施すること。		
8 (4)	事故報告等安全確 保及び改善方策		医療機関内における事故報告等の医療 に係る安全の確保を目的とした改善の ための方策を講ずること		
8 (5)	医療事故に係る再 発防止策の周知及 び遵守		当該診療所において発生した医療事故について再発防止策が院内に周知されるとともに、遵守されていること。		

項目番号	項目	根拠法令等	摘 要	備考
8 (6)	医療事故が発生した場合の報告等	法6の10~11 則1の10の2 ~1の10の4	勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる 死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの)が発生した場合には、遅滞なく、医療事故調査・支援センターに報告するとともに、速やかにその原因を明らかにするための調査(医療事故調査)を行うこと。 ・管理者は、医療事故調査を終了したときは、遅滞なく、その結果を医療	報告にあたっては、あらかじめ遺族に 対し、説明を行う。(遺族がないとき、 又は遺族の所在が不明であるときは不 要)
9 9 (1)	院内感染対策の 体制 院内感染対策の指	法15.1 則1の11.2.1	めの体制を確保すること。 院内感染対策の指針を策定すること。	「院内感染対策のための指針案及びマ
9 (2)	針の策定 院内感染対策委員 会の開催		院内感染対策のための委員会を開催す ること。	ニュアル作成のための手引きの送付について」(平19.5.8医政局指導課事務連絡)
9 (3)	院内感染対策の研 修の実施		従業者に対する院内感染対策の研修を 実施すること。	
9 (4)	院内感染発生報告 及び対策並びに改 善力策		院内感染の発生状況の報告及び院内感染 対策並びに改善の方策を講ずること。	
10	診療用放射線の安 全管理体制	則1の11.2.3 の2	診療用放射線に係る安全管理体制が確 保されているか。	「医療法施行規則の一部を改正する省 令の施行等について」平31.3.12医政発 0312第7号厚生労働省医政局長通知
10(1)	診療用放射線に係 る安全管理のため の責任者の配置		診療用放射線に係る安全管理のための 責任者を配置すること。	7012371 77于上月圆日区以用以地址
10(2)	診療用放射線の安 全利用のための指 針の策定		診療用放射線の安全利用のための指針 を策定すること。	
10(3)	放射線診療に従事 する者に対する診 療用放射線の安全 利用のための研修		放射線診療に従事する者に対する診療 用放射線の安全利用のための研修を実 施すること。	

項目番号	項目	根拠法令等	摘   要	備考
ш.у	の実施			
10 (4)	放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量の管理及び記録をのの安全利用を目的とした改善の方策の実施	ł - - ł	放射線診療を受ける者の当該放射線による被ばく線量を管理及び記録し、その他の診療放射線の安全利用を目的とした改善のための方策の実施すること。	
11	医薬品の安全管理 体制	! 法6の12 法15.1 則1の11.2.2		
11(1)	医薬品安全管理責任者の配置	ŧ.	医薬品の安全使用のための責任者 (医薬 品安全管理責任者) を配置していること。	
11(2)	医薬品安全使用の 研修の実施		従業者に対する医薬品の安全使用のための研修を実施すること。	
11(3)	医薬品の安全使用 の手順書の作成立 びに手順書に基づ く業務の実施	<u>:</u>	医薬品の安全使用のための業務に関する手順書を作成するとともに、手順書に基づき業務を実施すること。	
11(4)	医薬品安全管理責任者による前記(3)の業務の定期的な確認の実施	1	医薬品安全管理責任者により、前記(3) の業務の定期的な確認が実施されてい ること。	
11(5)	医薬品の安全使用の情報収集及び改善方策		医薬品の安全使用のために必要となる 次に掲げる医薬品の使用の情報その他 の情報の収集その他の医薬品の安全使 用を目的とした改善のための方策を実 施すること。 (1) 医薬品医療機器等法第14条第1項に 規定する医薬品であって、同項又は 同法第19条の2第1項の承認を受けて いないものの使用 (2) 医薬品医療機器等法第14条第1項又 は第19条の2第1項の承認(同法第19 条の2第5項において準用する場合を 含む。)を受けている医薬品の使用 (当該承認に係る用法、用量、効能 又は効果と異なる用法等で用いる場 合に限り、(3) に該当する場合を除 く。) (3) 禁忌に該当する医薬品の使用	

項目 番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
12	医療機器の安全管 理体制	法6の12 法15.1 則1の11.2.3		「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(平成30.6.12医政地発第0612第1
12(1)	医療機器の安全使 用責任者の配置	X(11°211.2.0	医療機器の安全使用のための責任者を 配置していること。	
12(2)	医療機器の安全使用の研修の実施		従業者に対する医療機器の安全使用の ための研修を実施すること。	
12(3)	医療機器の保守点 検計画の策定及び 保守点検の実施		医療機器の保守点検に関する計画の策 定及び保守点検を実施すること。	
12(4)	医療機器の安全使用の情報の収集を主体を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を		医療機器の安全使用のために必要となる 次に掲げる使用の情報その他の情報の 収集その他の医療機器の安全使用を目的 とした改善のための方策を実施すること。 (1) 医薬品医療機器であって、同法第 23条の2の5第1項若しくは第23条の2 の17第1項の承認若しくは同活との の規定による届出が行われていない ものの使用 (2) 医薬品医療機器等法第23条の2の5 第1項若しくは第23条の2の12第1項 の規定による届出が行われていない ものの使用 (2) 医薬品医療機器等法第23条の2の5 第1項若しくは第23条の2の17第1項 の承認(同法第23条の2の17第1項(同 法第23条の2の17第5項において第 3、) 若しくは同条第6項の変更の承認 正を含む。) を受けている医療の23 第1項の認証(同条第6項の変更の認 又は同法第23条の2の12第1項による 工はよる届出(同条第2項の規定によて を要更の届出を含む。) が済承認、 又は居出に係る使用方法、効果と 対能と異なる使用方法、で用いる を療機器の使用 (3)に該当する医療機器 の使用 (3)禁止に該当する医療機器 の使用	

項目番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
13	検体検査	法15の2 則9の7 則9の7の2 則9の7の3	診療所において検体検査の業務を行う 場合に、検体検査の業務の適正な実施 に必要な基準へ適合させること。	
13(1)	検体検査の精度の 確保に係る責任者 の配置		検体検査の精度の確保に係る責任者として、次のイからハまでに掲げる場所の種別に応じ、当該イからロまでに定める者を有すること。 イ 主として医業を行う診療所 医師又は臨床検査技師 ロ 主として歯科医業を行う診療所 歯科医師又は臨床検査技師	
13(2)	遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の配置		に係る責任者として、次のイ及び口に 掲げる場所の種別に応じ、当該イ及び 口に定める者を有すること。(遺伝子 関連・染色体検査の業務を実施する場 合に限る。) イ 主として医業を行う診療所	保に係る責任者と兼任して差し支えない。 遺伝子関連・染色体検査の業務に関し相当の知識及び経験を有する者の例については、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平30.8.10医政発0810第1号)
13(3)	標準作業書の常備 及び検体検査の業 務の従事者への周 知		次に掲げる標準作業書を常備し、検査 業務の従事者に周知していること。た だし、血清分離のみを行う診療所にあ つては、口に掲げる標準作業書におい て血清分離に関する事項以外の事項 を、血清分離を行わない診療所にあつ ては、口に掲げる標準作業書において 血清分離に関する事項を記載すること を要しない。 イ 検査機器保守管理標準作業書 ロ 測定標準作業書	は、医療機器の添付文書、取扱説明書 等をもって検査機器保守管理標準作業 書とすることも認められること。 各作業書については、作業の内容に応

項目 番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
13(4)	作業日誌の作成		こと。ただし、血清分離のみを行う診療所にあつては口に掲げる作業日誌において血清分離に関する事項以外の事項を、血清分離を行わない診療所にあっては口に掲げる作業日誌において血	・検査機器保守管理作業日誌や測定作業 日誌に記入すべき事項として考えられるものについては、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平30.8.10医政発の810第1号)第2.1(3)イを参照すること。いずれの作業日誌も記録の頻度としては、検体検査を実施した都度又は週~月単位が望ましいこと。各作業日誌については、作業の内容に応じて整理統合して差し支えないこと。
13 (5)	台帳の作成		と。ただし、血清分離のみを行う診療所にあつては、作成することを要しない。また、以下のロ又はハに掲げる台帳については、内部精度管理又は外音	武薬管理台帳、統計学的精度管理台帳及び外部精度管理台帳に記入すべき事項については、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平30.8.10医政発0810第1号)第2.1(3)ウを参照すること。各台帳については、作業の内容に応じて整理統合して差し支えないこと。
13(6)	検体検査の精度管理のための体制の整備		・染色体検査に係るものを除く。)に	<ul><li>・日々の検査・測定作業の開始に当たっては、機器及び試薬に必要な較正が行われていること</li><li>・ 定期的に当該診療所の管理試料等</li></ul>

項目 番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
13(7)	遺伝子関連・染色体検査の精度管理のための体制の準備		診療所においては、当該診療所における遺伝子関連・染色体検査について、 以下に掲げる事項を行うとともに、 イ 内部精度管理 ロ 検査業務の従事者に対する必要な 研修の実施 外部精度管理調査の受検又は他の病院	・定期的に当該病院等の管理試料等の
14	サイバーセキュリティの確保	則14. 2	サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じているか。	・必要な措置については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」を参照 ・上記ガイドラインのうち、医療機関において優先的に取り組むべき事項として、「令和7年度版『医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト』及び『医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル〜医療機関・事業者向け〜』について」(令7.5.14医政参発0514第1号)で示す、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」に必要な事項が記入されていることを確認すること。 ※チェックリスト https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html ・特に、上記チェックリストにおいて医療機関に求める項目のうち、台帳、連絡体制図、事業継続計画、規程類については、提示を求めることにより、その有無を確認すること。
15	長時間労働となる 医師に対する面接 指導の実施及び休 息時間の確保等の 状況			長時間労働となる医師に対する面接指導の実施及び休息時間の確保等に関する留意事項については、「医療法第25条第1項に基づく立入検査の実施上の留意事項について(面接指導の実施、勤務間インターバル及び代償休息の確保)」(令和6年3月15日付け医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推

項目番号	項目	根拠法令等	適	用	備考
15(1)	面接指導の実施状	法108 則62 163 166 166 168	時間外・休日労働が同日のでは、「大きない」では、「ない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「大きない」では、「ない、これ、「ない」では、「ない」では、「ない、これ、「ない」では、「ない、これ、「ない、これ、「ない、これ、「ない、これ、「ない、これ、「ない、これ、「ない、これ、「ない、これ、「ない、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、	<b></b> 接指導対象医師)	進室本入した。 を参するな機関痛るに関すると、 を変して、、項目を表すると、、項目を表す。 を変して、、のかいののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、、ののででは、、項目を表す。 を変して、、ののでは、、項目を表す。 を変して、ののでは、、項目を表す。 を変して、ののでは、、項目のは、、項目を表す。 を変して、ののでは、、項目を表す。 を変して、ののでは、、項目では、ののでは、、項目では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の

項目番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
15(2)	面接指導実施後の就業上の措置	法108.5 則69	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、 宿直の回数の減少その他の適切な措置 (就業上の措置)を講じること。	医療機関に対し、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」の提示を求め、当該面接指導対象医師に対し、面接指導実施医師の意見に基づく措置内容について、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認すること。
15(3)	労働時間短縮の措置	法108.6 則70	時間外・休日労働が月155時間超 となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じること。	医療機関に対し、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧」の提示を求め、当該対象の医師に対し、労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録があることを確認すること。
15(4)	特定労務管理対象機関の医師への勤務間インターバル及び代償休息の確保	則110 則111	特定労務管理対象機関(※)の医師の うち時間外・休日労働時間が年960時間 超となることが見込まれる医師に対 し、勤務間インターバル及び代償休息 を確保すること。 ※特定労務管理対象機関:病院又は 診療所のうち、当該病院又は診療所に 従事する医師にやむを得ず長時間従事 させる必要がある場合において、都道 府県知事が指定した以下の医療機関の 総称。 ・特定地域医療提供機関 ・連携型特定地域医療提供機関 ・技能向上集中研修機関 ・特定高度技能研修機関	特定労務管理対象機関に対象とする。 ①特定労務管理対象機関に対象機関に対象とする複数のと対象を指定する複数のと対象を指定する複数の医師を含むなり。 ②を持定がいる場合には関して、大いのでは、大いいのでは、大いいのでは、大いいのでは、大いのでは、は、は、いいのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
<u>16</u>	医療法人における 経営情報等の報告	<del></del>	( <u>※医療法人立診療所の該当項目</u> ) <u>医療法人が開設している病院について、会計年度終了後3か月以内に、経営情報等を都道府県知事に報告すること。</u>	◇経営情報等の都道府県知事への報告 については、「医療法人に関する情報 の調査及び分析等について」(令7.5. 31医政発0731第2号)を参照

項目番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
17	受動喫煙防止対策			
17(1)	敷地内禁煙			(参考) 「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について(受動喫煙対策)」(H31.2.22健発0222第1号)
17(2)	特定屋外喫煙場所 の設置に当たって の必要な措置		設の屋外の場所の一部のうち、以下の ①~③すべての措置がとられた場所を いう。 ①喫煙をすることができる場所が区画 されていること。 ②喫煙をすることができる場所である	特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。
			旨を記載した標識を表示すること。 ③第一種施設を利用する者が通常立ち 入らない場所に設置すること。	(通常立ち入らない場所の例) 建物の裏や屋上など、喫煙のために 立ち入る場合以外には通常利用するこ とのない場所
18	帳簿・記載			
18(1)	診療録の記載・保存	法15.1 法25	必要記載事項が適切に記載された診療 録が適切に管理・保存されていること。	
18(2)	処方せんの記載	同上	処方せんに必要記載事項が適切に記載されていること。	規則第21条 歯科医師法施行規則第20条 ・処方せんの必要記載事項 ①患者の氏名 ②年齢 ③薬名 ④分量 ⑤用法 ⑥用量 ⑦発行の年月日 ⑧使用期間 ⑨診療所の名称及び所在地 ⑩医師の記名押印又は署名 薬剤師法第26条 ・調剤済みの処方せんの必要記載事項 ①調剤済みの旨(当該処方せんが調剤 済みとならなかったときは調剤量) ②調剤年月日 ③調剤した薬剤師の記名押印又は署名 ④その他薬剤師法施行規則第15条に 定める事項 ※病院に準じて2年間保存することが 望ましい。

項目番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
18(3)	助産録の記載・保存	同上	※助産師がその業務に従事している 診療所 必要記載事項が適切に記載された助産 録が適切に管理・保存されていること。	同法施行規則第34条
18(4)	歯科技工指示書の 記載・保存	同上	必要記載事項が適切に記載された歯科 技工指示書が適切に管理・保存されて いること。	
18(5)	照射録の記載	同上	※診療放射線技師・診療エックス線技師がその業務に従事している診療所 照射録に必要記載事項が適切に記載されていること。	診療放射線技師法第28条第1項 同法施行規則第16条 ・照射録の必要記載事項 ①照射を受けた者の氏名、性別及び 年齢 ②照射の年月日 ③照射の方法(具体的にかつ詳細に 記載すること。) ④指示を受けた医師または歯科医師 の氏名及びその指示の内容 ⑤指示をした医師または歯科医師の 署名
18(6)	エックス線装置等 に関する記録	則30の21〜 則30の23		その室の画壁等の外側における実効線 量率がそれぞれ所定の線量率以下にな るようしゃへいされている場合は、こ の限りでない 固定されたエックス線装置等でしゃへい

項目番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
田 7			療開始前及び開始後1か月に1回以	壁等が一定のときは6か月に1回以上 測定すること。又、排気口及び排水口 における汚染状況の測定は排気若しく は排水のつど又は連続して行うこと。
19	業務委託			
19(1)	検体検査	法15の3.1 則9の7の4 則9の8	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	規則で定める内容を業務案内書、標準 作業書等により確認し、また、委託の 事実の有無は、契約書等により確認す ること。(「医療法の一部を改正する
19(2)	滅菌消毒	法15の3.2 則9の9	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	
19(3)	食事の提供	法15の3.2 則9の10	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	30医政発1030第3号) 及び「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託 及び受託する場合の留意点について」
19(4)	患者等の搬送	法15の3.2 則9の11	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	(平30.11.29医政総発1129第1号・医政 地発1129第1号)を参照)
19(5)	医療機器の保守 点検	法15の3.2 則9の8の2	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	
	医療ガスの供給設備の保守点検	法15の3.2 則9の13	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	医療ガスの保守点検指針に従って行われていること。 (「医療ガスの安全管理について」(令2.8.17医政発0817
19(7)	洗濯	法15の3.2 則9の14	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	第6号参照)
19(8)	清掃	法15の3.2 則9の15	規則で定める基準に適合するものに 委託していること。	
20	感染性廃棄物の 処理	法20		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
20(1)	管理体制		<ul><li>・資格を有する管理責任者を置いていること。</li><li>・処理計画書、管理規定及び実施細目を定めて周知徹底していること。</li><li>・処理状況の知事への報告を行っていること。</li></ul>	
20(2)	適正な契約		<ul><li>・許可を得た業者と書面による契約を 締結していること。</li><li>・契約書は必要記載事項を満たしたも のであること。</li></ul>	

項目番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
20(3)	帳票類の記載・保存		<ul><li>・マニフェストが正しく記載され、 保存されていること。</li><li>・処理実績を適正に記載した帳簿を 保存していること。</li></ul>	
20(4)	保管状況		・感染性廃棄物を他の廃棄物と分別していること。 ・感染性廃棄物を収納した容器に感染性廃棄物である旨及び取り扱い時の注意事項を表示していること。 ・保管場所は関係者以外が立ち入れないようになっていること。	
21	放射線管理		※放射線等取扱施設を有する診療所	所定の線量当量、濃度又は密度 (則第30条の26第3項参照)
21(1)	管理区域の設定と標識	則30の16. 1 則30の16. 2	1. 診療所内の場所であって外部放射線の線量当量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が所定の線量当量、濃度又は密度を超えるおそれがある場所に管理区域を設けていること。また、管理区域である旨を示す標識が付されていること。  2. 管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置が講じられていること。	(則第30末7/20第 3 項参照)
21(2)	放射線障害防止に 必要な注意事項	則30の13	目につきやすい場所に掲示されている こと。	
21(3)	エックス線診療室 等の標識	則30の4~8	エックス線診療室等についてその旨を 示す標識が付されていること。	
21(4)	使用中の標示	則30の20.2	エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨を表示していること。	
21 (5)	障害防止措置	則30〜30の3 則30の7の2	エックス線装置等について所定の障害防止の方法が講じられていること。	

項目番号	項目	根拠法令等	摘   要	備考
22	防火・防災体制			
22(1)	防火管理者及び 消防計画	法20 法23	適切な防火体制を整備するにあたり、 1. 防火管理者の資格を有し、その責務 を果たし得る管理的又は監督的地位 にある者を防火管理者として定める とともに、これを所轄の消防署に届 け出ていること。	防火・防災体制については、消防法 により別途規制が行われていることに 留意する。
			2. 消防法令に即して消防計画を作成するとともに、これを所轄の消防署に届け出ていること。	
22(2)	消火訓練·避難訓練	同上	消火訓練及び避難訓練をそれぞれ年2 回以上実施すること。	
22(3)	防火・消防用設備 の整備	法20 法23 則16.1.15 則16.1.16	防火・消火上必要な設備・器具が整備 されていること。	
22 (4)	点検報告等	同上	適切な防火体制の整備にあたり、消防・建築関係法令に即して防火対象物、 消防用設備、防火扉の点検報告等を実施 していること。	
22(5)	防災及び危害防止 対策	法20 則16.1.1	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸 気またはガスに関する構造設備につい て危害防止上必要な方法を講じている こと。	
23	広告	法6の5 則1の9	<ul><li>・医療法に掲げる事項以外の事項を広告していないこと。</li><li>・医療法施行規則に定める広告の内容及び方法の基準に違反しないこと。</li></ul>	医療広告ガイドライン(H30.5.8医政発
24	院内揭示	法14の2.1 則9の3 則9の4	次の事項が院内の見やすい場所に掲示されていること。 ①管理者の氏名 ②診療に従事する医師または歯科医師の氏名 ③医師または歯科医師の診療日及び診療時間 ④建物の内部に関する案内	
25	「患者さんのための 3つの宜言の掲示」		院内の患者が見やすい場所に掲示されていること。	
26	従業員の健康管理	法15.1	職員について定期的な健康診断を行う 等適切な健康管理体制が確立されてい ること。	